

令和8(2026)年度 高次脳機能障害相談支援研修実施要領

1 目的

医療福祉従事者や行政機関等の職員が、高次脳機能障害者とその家族に対して適切な相談支援ができるよう、高次脳機能障害についての正しい理解と障害特性に応じた支援技術の習得を図ることを目的とする。また、研修を通じて地域における関係者間の顔の見える関係強化を図る。

2 実施主体（共催）

栃木県障害者総合相談所

3 対象者

県内で従事する以下の職員

- ・医療機関、訪問看護ステーションの職員
- ・介護福祉分野従事者（介護支援専門員・サービス事業所職員 等）
- ・障害福祉分野従事者（相談支援専門員・サービス事業所職員 等）
- ・市町及び健康福祉センター等の障害福祉相談従事者 等

4 日時

令和8(2026)年9月29日(火) 13:30～15:30 受付開始:13:00

5 会場

河内庁舎 5階 大会議室（所在地：〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2）

6 内容

(1) 講話：「高次脳機能障害支援の理解と栃木県の取組について」

講師：栃木県障害者総合相談所職員

(2) テーマ：「高次脳機能障害のある方の地域生活を支える」

講師：芳賀郡障害児者相談支援センター センター長 石崎 智 氏

※講話及びグループワークを実施します。

7 定員

50名

※本研修はグループワークを含むため、定員を50名としています。

申込み多数の際は、同一事業所から複数名の申込みがある場合に、人数調整を行うことがあります。

8 参加申込

栃木県電子申請システムにて、8月31日(月)までにお申し込みください。

※申込み状況によっては、申込期限前に受付を締め切る場合があります。

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10387

